

各局（室・本部）区庶務担当課長 様

川崎市職員共済組合事務局長

育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金に係る手続及び請求様式等について（通知）

日頃から、共済組合の事業に御理解・御協力いただきありがとうございます。

令和7年3月25日付け6川共済第1041号通知でお知らせしたとおり、令和7年4月から、一定の要件に該当する場合に現行の育児休業手当金に上乗せする新たな給付として「育児休業支援手当金」が、育児時短勤務をした組合員への新たな給付として「育児時短勤務手当金」が新設されました。

手続及び請求様式等詳細について別添のとおり作成しましたので、貴所属組合員へ周知いただくようお願いします。

なお、本通知については当組合ホームページの「お知らせ」にも掲載予定ですが、産前産後休業及び育児休業取得中の組合員にも確実に内容を共有していただくようお願いします。

1 育児休業支援手当金制度の手続きについて

「別添1」参照

2 育児休業支援手当金請求書様式

「別添2-1」参照

3 育児休業支援手当金請求書の記入例及び添付書類様式

「別添2-2」参照

4 育児時短勤務手当金制度の手続きについて

「別添3」参照

5 育児時短勤務手当金請求書様式

「別添4-1」参照

6 育児時短勤務手当金請求書の記入例

「別添4-2」参照

7 その他

本通知（添付資料を含む）及びQ&A（随時更新します。）については、グルかわライブラリの各課の部屋（総務企画局）>人事部>共済課>その他(マニュアル等)に掲示しています。

保険係担当

電話200-3467 内線56332